

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（田辺市定額減税補足給付金（不足額給付））のご案内

「田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

「田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）」とは、以下のⅠまたはⅡに該当する方に対し、定額減税に相当する額の給付金を支給するものです。

(注)

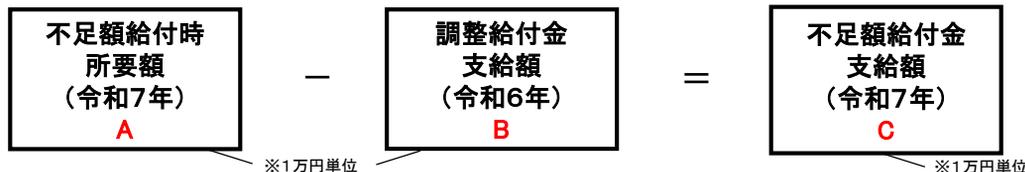
Ⅰ 調整給付金の支給において、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方など**に対して、その差額を支給。

(注) 昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金を支給しております。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（調整給付算定時点）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付算定時点）」となった方
- 調整給付後に税額変更が生じたことにより、「令和6年度住民税所得割額（調整給付算定時点）」 > 「令和6年度住民税所得割額（不足額給付算定時点）」となった方

イメージ



【調整給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、不足額給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

Ⅱ 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則1～4万円を支給

例

- 令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割が0円で、下記の(1)または(2)に該当する方
- (1) 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- (2) 合計所得金額48万円超の方

給付金の支給手続き

●不足額給付金を受給する方法は次の(1)、(2)の対象者で異なります。

(1)「田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ」が届いた方 → **原則手続き不要です。**

※ただし以下の場合には手続きが必要です。該当する場合は令和7年〇月〇日までにコールセンターへご連絡ください。

- 不足額給付金を受給しない場合
- 振込先口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違がある場合

手続きされない場合は、お知らせに記載した振込先口座に振り込みます。

(2)「定額減税補足給付金（不足額給付）に関する支給要件確認書」が届いた方 → **支給手続きが必要です。**

令和7年10月31日（金）（消印有効）までに以下のいずれかの方法でお手続きください。

1. オンライン申請（書類の提出は不要です）
2. 郵送申請（申請書を記載し、必要書類を添付台紙に貼付のうえ、返送してください。）

申請受付から1か月ほどで、指定された振込先口座に振り込みます。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「補足給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター ☎0120-398-072
田辺市定額減税補足給付金（不足額給付）事務局 ☎0739-26-9920

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

給付金・定額減税一体措置

検索

不足額給付

検索

